

後見制度支援預金

2019年8月1日現在

商品名	後見制度支援預金
ご利用いただける方	・ 個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
期間	・ 期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。ただし決済用預金は無利息です。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用はできません） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	・ 管理手数料はかかりません。 定期送金は当金庫所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・ 指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる 事項	・ 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・ 「指示書」の交付申請は成年後見を開始した（未成年後見人を選任した）家庭裁判所（原則として、成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所）に行ってください。 ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません。 ・ 本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・ 「総合口座」の取扱いはできません。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・キャッシュカードは発行しません。・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。・現金預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。
（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） |
|--|--|

預-20

広告等承認2019-8号